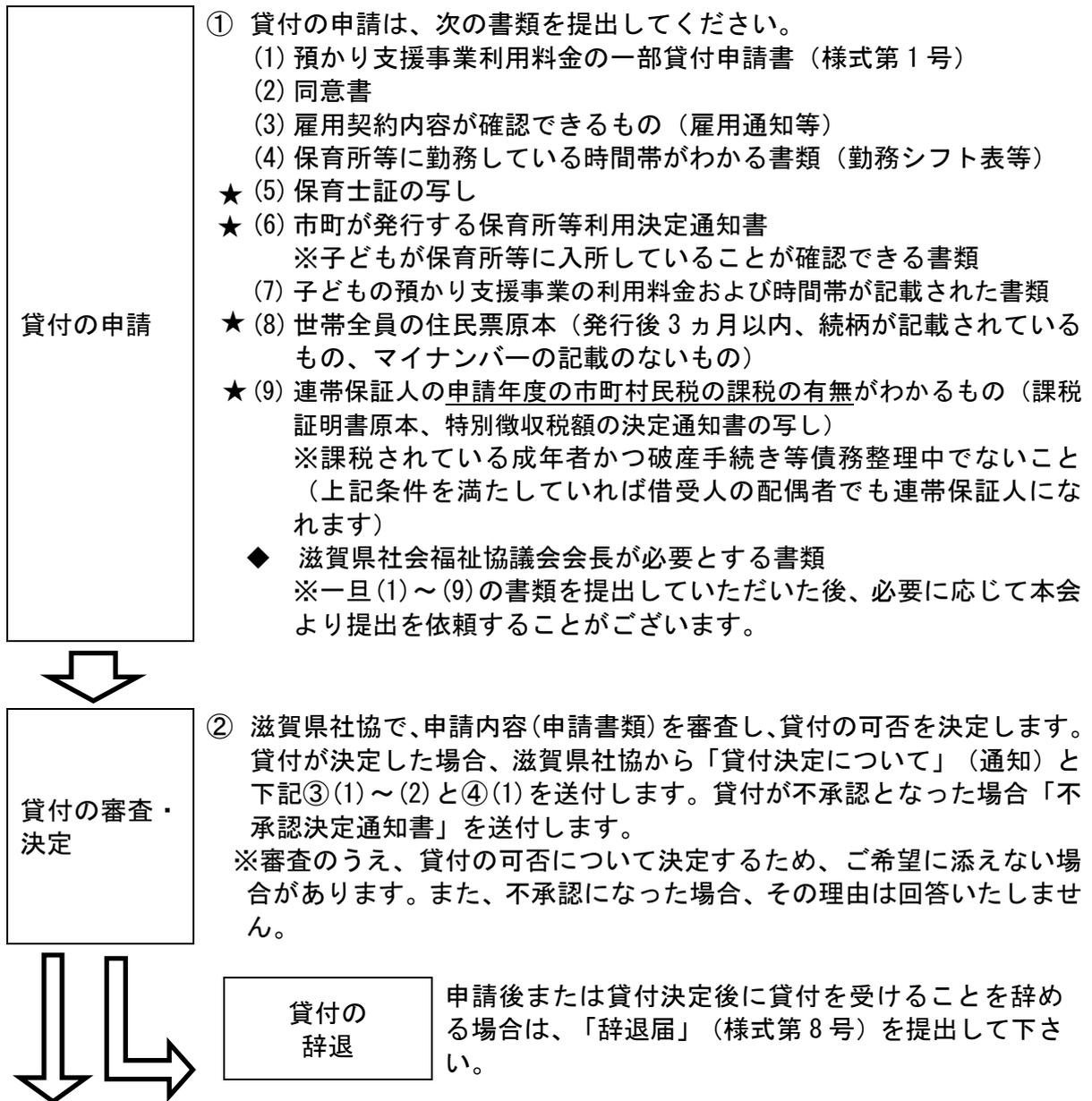


## 子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付について ～申請からの流れ～

※保育料の一部貸付で重複提出する下記書類には★マークがついています。★マークの書類は、一部のみの提出で結構です。



月次  
利用・勤務  
報告

- ③ 半年ごとに毎月の利用状況と勤務状況が確認できる下記書類を提出してください。

**提出書類**

- (1) 利用料金報告書（様式第 21 号）

※実際に子どもの預かり支援事業を利用した時間帯および料金が確認できる書類（領収書、報告書等の原本）を「利用料金報告書」に添付して下さい。

- (2) 勤務実績月次届出書（様式第 11 号）

※月毎に作成する必要があります。

※従事されている施設・法人の証明を受けてください。

※勤務日・勤務時間等が確認できるものであれば、タイムカードの写しに公印・施設印等の押印で代替していただいても結構です。

※保育所等を辞められた場合、返還の手続きが別途必要です。

**提出時期**

4 月～9 月分の利用状況 ⇒ 10 月末日までに

10 月～3 月分の利用状況 ⇒ 4 月末日までに

実績報告書の  
提出  
(初年度  
利用月数分)

- ④ 借受人は、年度ごとに、下記書類を提出して下さい。

- (1) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付 実績報告書（様式有）

※年度ごとに、利用月数分を記入してください。

※本会の指定する提出期限必着で、提出して下さい。提出期限以降は受付できません。

- 例) 2022 年 12 月からの利用の場合

I : 2022 年 12 月～2023 年 3 月の利用実績(1 年目分のうち、4 ヶ月分)の報告を、2023 年 4 月末日までに提出。

II : 2023 年 4 月～2024 年 3 月の利用実績(1 年目の 11 月までの 8 ヶ月分と 2 年目の 4 ヶ月分)の報告を、2024 年 4 月末日までに提出。

III : 2024 年 4 月～2024 年 11 月の利用実績(2 年目の 8 ヶ月分)の報告を、2025 年 4 月末日までに提出。

- ⑤ 実績報告書を確認し、滋賀県社協から「確定通知書」と下記⑥の(1)と(2)を送付します。

借用書の提出  
(初年度  
利用月数分)

- ⑥ 下記の書類を滋賀県社協に提出してください。

- (1) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付借用書

※借用書は借受人、連帯保証人が各々自署のうえ、実印を押印してください。

- ★(2) 振込口座申込・変更申請書

- ★(3) 通帳の見開きの写し

- ★(4) 印鑑登録証明書

※借受人および連帯保証人の印鑑登録証明書(発行後 3 ヶ月以内)を添付してください。

貸付金の交付  
(初年度  
利用月数分)

- ⑦ 借用書を県社協が受理した月の翌月下旬(予定)に送金します。「貸付金交付のお知らせ」を送金前に送付いたします。※書類に不備があると送金が遅れる場合があります。

別紙

次回の送金

- ⑧ ③～⑦の手続きを行った後に、次年度4月～翌年3月までに支払った預かり保育の料金をまとめて送金します。



返還免除の申請

- ⑨ 貸付終了後、下記の書類を提出し返還免除の申請をしてください。  
(1) 返還免除申請書（預かり保育）  
★ (2) 保育業務従事期間証明書



返還免除の決定

- ⑩ 返還免除が決定した場合、滋賀県社協から「返還免除決定通知書」を送付します。